

## 議案第14号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万7,320円」を「3万5,040円」に改め、同項第2号中「4万8,600円」を「4万6,080円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第3号中「5万8,200円」を「5万3,040円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第4号中「6万3,000円」を「6万5,280円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第5号中「7万4,400円」を「7万6,800円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第6号中「7万8,600円」を「8万1,480円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第7号中「8万8,800円」を「9万1,440円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第8号中「10万4,400円」を「10万7,520円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第9号中「12万円」を「12万3,720円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第10号中「14万400円」を「14万5,200円」に改め、

0円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第11号中「16万3,800円」を「16万8,960円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第12号中「18万6,000円」を「19万2,000円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第13号中「20万1,000円」を「20万7,360円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ、第15号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第14号中「22万3,200円」を「27万6,480円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 23万400円

ア 合計所得金額が3,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 24万5,760円

ア 合計所得金額が4,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 26万1,120円

ア 合計所得金額が5,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 13 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「2 万 2, 4 4 0 円」を「2 万 1, 9 6 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 万円」を「3 万 7 2 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 4, 4 8 0 円」を「5 万 2, 6 8 0 円」に改める。

第 15 条第 3 項中「若しくは第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ若しくは第 16 号イ」に、「第 13 号まで」を「第 16 号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条及び第 15 条第 3 項の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

## 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万5,040円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4万6,080円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万7,320円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4万8,600円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>

(3) 次のいずれかに該当する者 5  
万3,040円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 6  
万5,280円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する

(3) 次のいずれかに該当する者 5  
万8,200円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 6  
万3,000円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する

者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 7  
万6, 800円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 8  
万1, 480円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 7  
万4, 400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ \_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 7  
万8, 600円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ \_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9  
万1, 440円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 1  
0万7, 520円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 1  
2万3, 720円

(7) 次のいずれかに該当する者 8  
万8, 800円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ  
\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 1  
0万4, 400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ  
\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 1  
2万円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者

14万5,200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

16万8,960円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者

14万400円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

16万3,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の



区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）又  
は次号イ、第13号イ、第14号  
イ、第15号イ若しくは第16号  
イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

19万2,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）又  
は次号イ、第14号イ、第15号  
イ若しくは第16号イに該当する  
者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者

20万7,360円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）又  
は次号イ、第15号イ若しくは第

区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）又  
は次号イ若しくは第13号イ  
\_\_\_\_\_に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

18万6,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）又  
は次号イ\_\_\_\_\_に該当する  
者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者

20万1,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の（令第39条第1項第1号イ  
（（1）に係る部分を除く。）  
\_\_\_\_\_

16号イに該当する者を除く。)  
(14) 次のいずれかに該当する者  
23万400円  
ア 合計所得金額が3,500万円  
未満である者であり、かつ、前各  
号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の(令第39条第1項第1号イ  
((1)に係る部分を除く。) 又  
は次号イ若しくは第16号イに該  
当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者  
24万5,760円  
ア 合計所得金額が4,500万円  
未満である者であり、かつ、前各  
号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の(令第39条第1項第1号イ  
((1)に係る部分を除く。) 又  
は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者  
26万1,120円  
ア 合計所得金額が5,500万円

\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 27万6,480円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 2万1,960円

(2) 前項第2号に該当する者 3万720円

(3) 前項第3号に該当する者 5万2,680円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 22万3,200円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 2万2,440円

(2) 前項第2号に該当する者 3万円

(3) 前項第3号に該当する者 5万4,480円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福

社年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。））、ロ若しくはニ又はこの条例第１３条第１項第２号イ、第３号イ、第４号イ、第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ若しくは第１６号イに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号又はこの条例第１３条第１項第２号から第１６号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

社年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。））、ロ若しくはニ又はこの条例第１３条第１項第２号イ、第３号イ、第４号イ、第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ若しくは第１３号イに  
\_\_\_\_\_に  
該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号又はこの条例第１３条第１項第２号から第１３号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略